

株式会社シーケーフーズ 利用契約書

様（以下「甲」と称す）及び株式会社シーケーフーズ（以下「乙」と称す）は、乙がそんぼの家S 四つ木（以下「本物件」と称す）において提供する食事サービス（以下「本サービス」と称す）について、以下のとおり契約（以下「本契約」と称す）を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、本サービスを提供し、甲は、乙に対し、そのサービスの対価としての料金を支払い、円滑な取引の維持を図る。

（契約期間）

第2条 本契約は、平成 年 月 日から効力を生じるものとし第10条に定める契約の終了事由に該当しない限り、継続して本サービスを利用することができるものとする。

（サービスの内容）

第3条 乙は、甲に対し、別添食事説明記載の内容のサービスを継続的に行う。また甲のご家族様等の利用も可能とする。

（利用料金について）

第4条 本サービスの利用料金は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 3食セット（朝・昼・夕食）の場合 | 金1,259円（消費税8%込み） |
| ② 昼・夕食セットの場合 | 金1,069円（消費税8%込み） |
| ③ 朝食のみの場合 | 金339円（消費税8%込み） |
| ④ 昼食のみの場合 | 金628円（消費税8%込み） |
| ⑤ 夕食のみの場合 | 金540円（消費税8%込み） |

2 乙は、消費者物価、人件費等の変動その他諸種の経済状況の変化等を勘案し、第4条に規定するサービス内容及び利用料を変更することができる。

3 乙は、利用料の変更が生じた場合、甲へのその内容を事前に通知するものとする。

4 本契約において、契約期間の中途に消費税率が改正された場合は、改正後の税率によるものとする。

（利用料金の支払）

第5条 甲は、乙に対し、利用料金を次のとおり支払うものとする。なお、乙は、その集金を三菱UFJファクター株式会社に委託し、甲は、本契約と同時に同社の提携するワイドネット利用に申込みを行うものとする。

- ① 請求締切日 毎月末日
- ② 支払期日 毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）
- ③ ワイドネット利用の申込みが最初の支払いに間に合わない場合、乙は、甲に通知し、速やかに次の銀行口座に振込んで支払うものとする。なお、振込手数料

は甲の負担とする。

● 中国銀行 岡山西支店 普通預金 1743587 (株) シーケーフーズ

(キャンセル)

第6条 甲は、喫食日の4日前午前10時までに乙に通知することにより本サービスのキャンセル及び変更の依頼をすることができる。ただし、年末年始その他乙が指定する特定の期間については、乙が別途事前に告知する日時までにキャンセル及び変更の依頼ができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙に対し、前項に定める期間に不足する日数分のキャンセル又は変更するサービスの利用料金を支払うことにより、即時に本サービスをキャンセル又は変更することができるものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第7条 乙は、業務上知り得た甲及びそのご家族様等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

- 2 乙は、そのサービス提供上知り得た甲及びそのご家族様等の介護者の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じる。また、その守秘義務は、就業中はもとより、退職後も同様とする。

- 3 乙は、必要な範囲において、甲及びそのご家族様等の介護者の個人情報を取り扱う。なお、甲及びそのご家族様等の介護者から取得した個人情報を以下の目的の為に使用する。

- ① 当社サービスの提供と商品のアフターフォローのため
- ② 甲へのサービス提供について他の事業所と連携するため
- ③ 甲及びご家族様等へのサービス料金のご請求(徴収)やその他ご連絡のため
- ④ 甲及びご家族様等に当社サービスや商品をご案内するため
- ⑤ 商品配送、請求データ処理などに関する業務委託のため
- ⑥ 統計データへの利用(ただし、個人を特定できるような利用は一切しない。)

- 4 本条の規定は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲に対するサービス提供にあたって、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、甲に過失がある場合は、乙は、賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがある。

- 2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は他のお客様に損害を及ぼした場合には、その損害の賠償を請求される場合がある。

(免責事項)

第9条 本契約の有効期間中、天災その他乙の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、乙は、甲に対して本サービスを提供すべき義務を負わない。この場合、乙は、甲に対し、その事由を速やかに報告しなければならないものとする。

- 2 前項の場合においても、甲は、すでに実施した本サービスについては、所定の

サービス利用料金を乙に支払うものとする。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当したとき、本契約は終了する。

- ① 第11条の規定により、甲から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至ったとき
- ② 第12条の規定により、乙から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至ったとき
- ③ 甲が死亡したとき
- ④ 甲が本物件を退去したとき

- 2 前項第3号又は第4号の事由が生じた場合には、第3号については死亡日に、第4号については退去日に、それぞれ本サービス利用のキャンセルの依頼があったものとみなして、第6条の規定を適用する。ただし、当該日より前に甲より本サービス利用のキャンセルの依頼があった場合には、本項の規定は適用されないものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙に対して、本契約の解除希望日の7日前までに書面(「契約終了・解約申込書」)で通知することにより、いつでも本契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第12条 乙は、乙がやむを得ないと判断する事情により、甲に対して乙が定める契約解除日の1ヶ月前までに理由を記した文書を交付した場合は、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、次の各号の一にでも該当する事由がある場合には、直ちに本契約を解除することができる。
 - ① 甲がサービス利用料金の支払を2ヶ月滞納し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
 - ② 甲又はそのご家族様等の介護者が乙又はその職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - ③ 甲又はそのご家族様等の介護者と、乙の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

(合意管轄)

第13条 甲及び乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、乙の住所地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ各自記名捺印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

利用者（甲） 千
住所 _____

(ふりがな)
氏名 _____ (印)

保証人 千
住所 _____

電話 _____

(ふりがな)
氏名 _____ (印)

(利用者との続柄：)

事業者（乙） 所在地 東京都品川区東品川4丁目12番8号
事業者名 株式会社シーケーフーズ
代表取締役社長 森脇 憲一郎 (印)

※請求書郵送先（該当項目に○をお願い致します。）【必須】

・居室宛 ・保証人宛 ・その他

※その他の場合はご記入ください。

千
住所 _____

電話 _____

(ふりがな)
氏名 _____

(利用者との続柄：)